

## トレッドミル整備業務委託プロポーザル審査要領

トレッドミル整備業務委託プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定めるトレッドミル整備業務委託プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目及び審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- |            |      |
|------------|------|
| (1) 特徴及び効果 | 60点  |
| (2) 維持管理   | 60点  |
| (3) 製造及び搬入 | 20点  |
| (4) 電源の設置  | 20点  |
| (5) 保守計画   | 30点  |
| (6) 見積経費   | 10点  |
| 計          | 200点 |

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うトレッドミル整備業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）を開催します。

#### (1) 日時、場所

- ア 日時 令和4年8月中旬（別途通知します。）
- イ 場所 高知県高知市長浜宮田2000番地  
高知県競馬組合事務所2階会議室

#### (2) プレゼンテーション

- ア プレゼンテーションの時間は1提案につき15分程度とします。
- イ 順番は別途お知らせします。
- ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定めるトレッドミル整備業務委託プロポーザル審査基準に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、企画提案書の中から設置する機種を選定します。
- (4) 審査の結果、同点となった場合には、経費見積が安価な提案から順に選定します。

## トレッドミル整備業務委託プロポーザル審査基準

審査項目	審査の視点	配点	評価のポイント
(1) 特徴及び効果	特徴及び効果は妥当か。	30点	機種の特徴（速度や斜度等の負荷具合など）について、魅力的な内容となっているか。
		30点	提案された効果について、データ等を用いた客観的な内容となっているか。
(2) 維持管理	使用、清掃、点検等について、使用者に対する配慮がなされているか。	20点	使用する際の操作が容易、使用中の安全対策など、使用者に対する配慮があるか。
		20点	清掃の頻度や作業量などについて、使用者の負荷軽減のための工夫があるか。
		20点	点検の頻度、作業方法について、使用者に対する配慮があるか。
(3) 製造及び搬入	製造及び搬入に係るスケジュールの妥当性はあるか。	20点	製造及び搬入に必要とする日数について、妥当性のある内容となっているか。
(4) 電源の設置	電源の設置に関する手法について妥当か。	10点	電源の設置に関する手法（外部から引き込む、発電機の設置など）について、手法に関する検討が適切になされているか。
		10点	受託者が設置できない場合の積算内容について、適切に積算されているか。
(5) 保守計画	10年間の計画について、妥当性はあるか。	30点	修繕や消耗品の入れ替え等に要する経費が適切に検討されているか。 費用対効果は優れているか。
(6) 見積経費	事業執行が可能な金額であるか。効果的な事業執行が見込まれる経費配分であるか。	10点	費用対効果は優れているか。
合計		200点	